

令和元年9月18日

各居宅介護支援事業所 管理者様
各地域包括支援センター 管理者様

北見市保健福祉部介護福祉課長

介護認定申請中の暫定利用における暫定ケアプラン作成の取り扱いについて

日頃より、北見市の介護保険事業にご協力いただき、心よりお礼申し上げます。

さてこの度、新規・区分変更申請時等における、北見市の「暫定ケアプラン」作成等に
係る取り扱いについて、別紙のとおりといたしますので、お知らせいたします。

暫定ケアプランの取り扱いについては、暫定ケアプランの作成者が保険者に届けられて
ないことで介護報酬を算定できなくなる、被保険者がサービスを受けられなくなる等の事
例を防ぐ観点で、取り扱わせていただきます。

なお、暫定でサービスを利用する場合は、認定結果（要支援あるいは要介護）を見込ん
だ上で、サービス利用までに「居宅サービス計画作成依頼（変更）等届出書」（※後述では
「届出」と記載）と暫定ケアプランの作成が必要です。そのため、認定結果が見込みと違
った場合は、自己作成によってケアプランが作成されたものとみなされ、居宅介護支援費
及び介護予防支援費は請求できなくなりますのでご注意ください。

（担当）

北見市保健福祉部介護福祉課

相談・介護認定係

TEL 0157-25-1144

新規・区分変更申請時等における
「暫定ケアプラン」作成等に係る取り扱い

●暫定でサービスを利用する場合は、サービス利用開始前に「届出」を提出してください。（要介護で進める場合は暫定ケアプランも提出してください。）

●要支援・要介護が見立てがつかない場合、サービス利用開始前に包括支援センター・居宅介護支援事業所の両事業所より「届出」を提出してください。

→暫定ケアプランについては要支援・要介護どちらかの暫定ケアプランのみで、サービス利用を開始することも可能とします。

（令和元年9月18日作成）